

2024年3月21日

お客様各位

株式会社日本カストディ銀行

マイナス金利相当額に係る信託事務費用の取扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本銀行によるマイナス金利政策解除を受け、マイナス金利相当額に係る信託事務費用の取扱いにつきまして、下記の通りお知らせいたします。

記

- 2016年4月以降、お客様からお預かりしている信託財産の余資を銀行勘定貸にて運用する際に、弊社の日本銀行当座預金への預け入れに対して適用される金利がマイナスの場合は、マイナス金利相当額を信託事務費用としてお客様にご負担いただいております。
- 2024年3月18・19日の政策委員会・金融政策決定会合における金融政策の枠組みの見直しに伴い、日本銀行当座預金におけるマイナス金利が解除されることとなりました。
(適用日：2024年3月21日)
- マイナス金利が解除された環境下におきましては、お客様におけるマイナス金利相当額に係る信託事務費用のご負担は発生いたしません。
- なお、各信託財産にかかる最終の信託事務費用のご請求につきましては、各信託財産における計算時期に行うものとします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

日本カストディ銀行 業務推進部

03-6220-2410 / 03-6220-2431